

# 令和6年度 創徳中学校 生活のきまり

## 服装について

### 一社会で通用する中学生らしい身なりを整えること一

- ・学校生活では、学校指定の制服（校章つき）を着用する。
- ・特別な指示がある場合を除き、授業中は必ず制服を着用する。
- ・名札は制服の左胸に必ずつける。
- ・名札を忘れた場合は、紙仮名札を必ずつける。
- ・ジャージ、ウインドブレーカーは学校指定のものを着用する。
- ・通学靴は、運動に適した靴とする。
- ・登下校の服装は制服または体操服とする。ただし、休日においては部活Tシャツやユニフォームでの登下校を認める。
- ・寒いときに制服内に着用する服はセーター、トレーナー等とし、ハイネック、フード付きのものは禁止する。  
また色については派手でない色とする。
- ・ソックス・タイツ等の色については派手でない色とする。
- ・ウインドブレーカーやマフラー、手袋、ネックウォーマーの着用は登下校のみとする。
- ・学生服のボタンは、標準のものとする。
- ・ベルトは、派手でない色で柄のないものとする。
- ・冬服の制服の下に学校指定のジャージを着てもよい。
- ・スカート丈は、膝がかくれる程度とする。ウエストのところでスカートを折り曲げない。
- ・制服は切って故意に短くしたり、変形したりしたものは着用を認めない。
- ・スカートの中からハーフパンツがはみ出さないようにする。ウインドブレーカーをスカートの下にはかない。
- ・ベスト（学校指定のもの）の着用は任意とする。

## 頭髪について

- ・学習に支障をきたさない、中学生らしいものとする。
- ・おしゃれを目的とした髪型、束ね方はしない
- ・パーマや染色、脱色、整髪料の使用は禁止する。
- ・髪が肩にかかる場合、体育授業や給食時など先生から指示があった時は束ねる。
- ・束ねる場合に使用するヘアピンやゴムは派手でない色とする。飾り付きやバレッタタイプのようなものは禁止する。

## 持ち物について

- ・通学バッグ、サブバッグ（通学バックに入らない時のみ使用）、上履き、体育館シューズは学校指定のものとする。落書きや変形は禁止する。
- ・水筒やペットボトルを持参してもよい。ペットボトルは必ずカバーを付け、学校にからを捨てない。お茶やスポーツドリンクは可とする。休日の部活動については顧問の判断とする。
- ・不要物、携帯電話は持ってこない。
- ・不要物などを見つけた場合は、担任が預かり、保護者に連絡をして保護者に直接返却をする。

## 自転車通学について

- ・自転車通学は許可制とする。通学に用いる自転車は必ず荷台とカゴ付きとする。荷物は荷台にくくりつける。
- ・指定された自転車置き場に必ず置く。
- ・ヘルメットを必ず着用する。あごヒモをしっかりとしめる。
- ・通学に使う自転車は市販されているもので、許可シールを貼ったものとする。改造や装飾は不可。
- ・雨天時は、安全に運転できるレインコートを着用する。傘さし運転は禁止する。

## 出欠・遅刻・早退について

- ・欠席や遅刻の連絡は、必ず保護者にしてもらう。
- ・8時30分までに荷物を後ろに置いて着席する。
- ・授業チャイムまでに着席または、整列をする。

## その他

- ・部活など用事がない生徒は帰りの会後30分以内に下校する。
- ・登下校中にショッピングセンター、コンビニ、公園などに寄らない。
- ・装飾品（ピアス、ネックレス、時計、スポーツ用品類、ミサンガなど）の着用は禁止する。
- ・化粧は禁止する。
- ・他学年の階や教室には立ち入らない。
- ・移動教室時は、室長が教室の施錠をする。
- ・移動教室時に、他学年の教室の前は通らない。
- ・授業が早く終わってもチャイムがなるまで移動しない。
- ・廊下や階段は、指定されたところを使用する。  
1、3年生は、原則登下校と移動時は西階段を利用する  
2年生は、原則登下校と移動時は東階段を利用する